

教育・保育給付認定申請（現況届出）・入園申込にあたっての同意文

提出日 令和 年 月 日

(宛先)津幡町長

下記内容に同意の上、申請(届出)します。

1	保護者及び同一生計者の税情報、住民情報その他当該教育・保育給付認定及び保育料等の決定に係る必要な情報について、町が公簿等で確認すること、並びに国の行政機関、都道府県及び市町村の機関から提供を受けること、また、入園及び保育料等の算定・徴収に係る必要な情報について、施設に提示することに同意します。
2	支給認定に伴う個人番号の提供について、記入漏れ等があった場合や個人番号が不明な場合、次のいずれかにより津幡町が個人番号を確認することについて同意します。 i 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第2条第4項の規定に基づき、町が備える住民基本台帳に記録された個人番号及び個人識別事項を確認すること ii 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第14条第2項の規定に基づき、津幡町が地方公共団体情報システム機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求めること iii 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第2条第5項の規定に基づき、過去に津幡町が作成した特定個人情報ファイルに記録された個人番号及び個人識別事項を確認すること
3	別紙「令和8年度4月入園申込のご案内」の内容を確認のうえ同意します。
4	申請に不備等があった場合は受理、選考することはできません。
5	保育認定(2・3号)を受けるには父母それぞれの保育の事由証明書類が必要となります。証明書類は申請日から3か月以内のものをご提出ください。
6	保育施設に入所、在籍する場合でも、長期欠席する届出なしに2か月以上通園されない場合、認定取消となる可能性がございます。
7	保育施設の入所、在籍は小学校入学までの継続入所を保証するものではありません。認定基準を満たしていることの確認は毎年1回必ず行います。認定基準を満たさなくなった場合はその時点で認定取消となります。継続要件を満たしていても、定められた期間内に保護者自身が自らの状態について証明(継続の意思表示)をしなければ同様に認定取消となります。

新規入園(転園も含む)の方のみ

8	トラブル防止のため、申請完了した後の申請内容(希望施設等)の変更は原則受付できません。
9	利用施設内定後や入所後、本申請内容と実態が異なっていることが明らかになった場合は認定取消となります。申請期間終了後に保育の事由等に変更があった場合は速やかに子育て支援課または内定施設までご連絡をお願いします。
10	新規入園(転園)の方で「就労」の事由で申請し利用施設が内定した場合、内定施設に入所後、1か月以内に就労先を辞めた際にはその時点で認定取消となります(退職月中に転職する場合を除きます)。入所後、再度就労証明書の提出依頼をする場合がございます。
11	育児休業後に復職される方の施設利用(新規入園)は復職月からとなります。入所月に復職しない、または復職せずに退職した場合には認定取消となります。復職後に復職証明書を提出していただきます。

	ふりがな 氏 名
同意者 (保護者)	